

千葉市告示第778号

次の市税にかかる書類を別紙記載の方に送達すべきところ住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により告示します。

これらの書類は千葉市西部市税事務所市民税課で保管しておりますので、送達を受けるべき方の申出により随時交付します。

なお、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、送達があったものとみなされます。

令和8年9月11日

千葉市長 神 谷 俊 一

年 度	税 目	書類名	件 数	この告示による納期限
令和8年度	軽自動車税	納税通知書	1 件	令和8年11月2日

令和2年度から7年度の軽自動車税（種別割）についても、軽自動車税と記載しています。

[illegible]